

大気保全対策に関する行政監察

—大気汚染防止対策を中心として—

(勧告・回答・その後の改善措置状況対照表)

平成 1 0 年 4 月

総務庁 行政監察局

大気保全対策に関する行政監察

-大気汚染防止対策を中心として-

- 1 実地調査時期 平成7年1月～3月
- 2 勸告先 環境庁、通商産業省
- 3 勸告年月日 平成8年3月4日
- 4 回答年月日 環境庁：平成8年12月5日
通商産業省：平成9年1月31日
- 5 その後の改善措置 環境庁：平成10年3月25日
状況回答年月日 通商産業省：平成10年3月27日

勸告要旨	回答要旨	その後の改善措置状況要旨
<p>1 大気汚染に係る常時監視体制の整備</p> <p>環境庁は、より地域に密着した大気保全行政の展開を図り、大気汚染に係る常時監視体制の適切かつ効率的な整備を推進する観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 人口25万人以上の市については、例えば大気保全に係る研修や測定機器等の整備に係る助成などの誘導方策を重点的に実施することにより、政令市となるよう働き掛け、政令市としての指定を促進すること。特に、既に水質汚濁防止法上の政令市となっている市については、積極的に働き掛け、速やかに政令市としての指定を進めること。</p>	<p>① 平成8年度においては、大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令（平成8年政令第28号）により、加古川市を新たに大気汚染防止法上の政令市（以下「政令市」という。）として追加指定した（平成8年4月1日施行）。また、地方自治法の一部を改正する法律及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成6年政令第398号）により大気汚染防止法施行令（昭和43年政令第329号）第13条第2項が改正され、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の22第1項の中核市の長を政令市の長とすることとされているが、地方自治法第252条の22第1</p>	<p>① 政令市指定促進の観点から、平成9年度においても「大気汚染防止法第31条に基づく政令市の追加指定等に関する調査」（平成9年4月14日付け環大規第111号環境庁大気保全局長通知）により都道府県知事に対し、未指定市の指定希望の有無について調査を行い、これを踏まえ、指定を希望している市に対して、事務の委任に伴う大気保全行政の遂行に必要な能力が当該市に備わっているのか、当該市の状況に関する調査を実施したところである。</p> <p>その結果、従来から政令市であった福山市に加え、必要な事務の遂行能力を保持していると認められた豊田市、高知市及び宮崎市について、地方自治法第252</p>

勸告要旨	回答要旨	その後の改善措置状況要旨
	<p>項の中核市の指定に関する政令の一部を改正する政令（平成8年政令第289号）により中核市に郡山市が追加されたことに伴い、政令市の長として新たに郡山市の長が加わったところである（平成9年4月1日施行）。</p> <p>今後の指定に関しては、「大気汚染防止法第31条に基づく政令市の追加指定等に関する調査について」（平成8年4月19日付け環大規第87号環境庁大気保全局長通知）により、都道府県知事に対し未指定の市の指定希望の有無及び当該市の状況に関する調査を実施し、その中で、特に水質汚濁防止法（昭和45年法律138号）上の政令市（7市）については、必ず調査をするよう求めたところ、水質汚濁防止法上の政令市である豊田市及び高知市が平成10年4月の指定を希望するなどの動向を把握した。今後は、これらの市の希望等を踏まえ、今年度以降の政令市指定を進めることとする。</p> <p>また、政令市となっていない市を含めすべての地方公共団体の職員を対象とした研修を環境研修センターにおいて年2回実施することにより、大気保全行政に関する専門的知識や分析等の技術を有する職員の育成を図っているほか、指定初年度の政令市に対して測定機器等の機器整備補助を優先的に行うなどの誘導方策を実施している。</p>	<p>条の22第1項の中核市の指定に関する政令の一部を改正する政令（平成9年政令第306号）により、大気汚染防止法施行令（昭和43年政令第329号）の一部を改正し、これらの市を政令市として指定したところである（平成10年4月1日施行）。</p> <p>なお、豊田市及び高知市を除く水質汚濁防止法（昭和43年法律第138号）上の政令市となっているが大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）上の政令市でない4市（越谷市、松本市、八尾市、徳島市）については、人員体制や財政状況等の事情から現時点では指定希望が出されていないことから今回の指定対象とすることとはしていないが、今後とも引き続き指定希望の状況把握等に努めることとしているところである。</p> <p>これらの4市への対応を含め、政令市指定の拡大については、勸告の趣旨をも踏まえ、平成9年3月28日に閣議決定された規制緩和推進計画にも掲げたところであり、今後とも政令市指定の促進を計画的に推進することとしている。</p> <p>また、大気保全に係る研修については、平成9年度においても引き続き、政令市となっていない市を含むすべての地方公共団体の職員を対象とした研修を国立環境研修センターにおいて年2回実施することにより、大気保全行政に関する専門的知識等の技術を有する職員の育成を図っているところであり、また、政令市指定初年度の市に対しては、平成9年度においても、測定機器等の機器整備補助を優先的に行うなどの優先方策を実施</p>

勸告要旨	回答要旨	その後の改善措置状況要旨
<p>②i) 一般大気環境測定局の配置については、大気汚染の状況、大気汚染物質の発生源の分布状況の変化等に応じ、定期的に点検・評価を行い、見直しが必要なものについては地域代表性を考慮した適正な配置を行うよう都道府県及び政令市を指導すること。</p>	<p>②i) 平成8年5月に、「大気環境の常時監視の適正な実施について」（平成8年5月30日付け環大規第113号・環大二第59号環境庁大気保全局大気規制課長・自動車環境対策第二課長通知。以下「両課長通知」という。）により、一般大気環境測定局の配置について、社会経済動向の変化、大気汚染物質の排出源、環境濃度の動向等に常に注意を払い、定期的に点検及び評価を行い、必要に応じ見直しを行う等、その適正化に努めるとともに、点検、評価及び見直しの実績と今後の予定を報告するよう都道府県及び政令市に対して指導したところである。また、同年5月31日に開催した都道府県及び政令指定都市大気環境主管課長会議においても同様の指導を行ったところである。</p>	<p>しているほか、平成10年4月に中核市となる豊田市等4市に対しても、測定機器等の機器整備補助を優先的に行うこととしている。</p> <p>②i) 平成8年5月の「大気環境の常時監視の適正な実施について」（平成8年5月30日付け環大規第113号・環大二第59号環境庁大気保全局大気規制課長・自動車環境対策第二課長通知。以下「両課長通知」という。）に基づき、都道府県及び政令市に対して適正配置を指導しているところである。</p> <p>両課長通知に基づく点検の結果、都道府県・政令市においては、測定局の配置につき見直しの必要があるとして改善済み又は改善計画を作成した（9都道府県、3政令市）、適正配置となるよう検討中である（12都道府県、17政令市）との報告を受けているところであり、今後とも引き続きこれらの測定局については改善状況の把握を行うとともに、必要に応じて指導の徹底を行うこととしている。</p> <p>また、今年度も平成9年5月15日に開催した都道府県及び指定都市大気環境主管課長会議において、両課長通知に基づき、大気環境モニタリングに係る大気汚染常時監視測定局の適正な配置について指導の徹底を図ったところであり、今後とも引き続き指導の徹底を図っていくこととしている。</p>

勸告要旨	回答要旨	その後の改善措置状況要旨
<p>ii) 自動車排出ガス測定局の配置については、地方公共団体における監視の密度等に係る具体的な配置の指針を策定・提示するとともに測定局の小型化に係る技術開発を行い、計画的な自排局の導入を図るよう都道府県及び政令市を指導すること。</p>	<p>ii) 自動車排出ガス測定局の配置については、各地方公共団体における計画的な自動車排出ガス測定局整備の障害となっている用地確保の困難さへの対策として、「自動車排出ガス測定局の小型ユニット化の調査」(平成7～9年度)を行っているところであり、同調査により平成9年度を目途として小型測定局を前提とした常時監視マニュアルを策定した後、可及的速やかに具体的な配置の指針について成案を得るべく検討することとしている。</p>	<p>ii) 「自動車排出ガス測定局の小型ユニット化の調査」については、現在小型ユニット測定局の細部についての仕様等を検討し、この仕様に基づいて作成された小型ユニット測定局を沿道において実際に稼働させ、測定値の精度、機器等の耐熱性、耐候性及び維持管理上の問題について評価・検討しているところである。</p> <p>また、この実装試験結果等を踏まえ、小型ユニット測定局の設置条件及び維持管理について留意が必要な事項等について取りまとめた小型ユニット測定局の常時監視マニュアルを作成することとしている。</p> <p>具体的には、平成10年春を目途に学識経験者、自治体職員、測定機器メーカー、維持管理者からなる検討会を設置し、平成10年度秋までに取りまとめる予定である。</p> <p>自動車排出ガス測定局の具体的な配置については、沿道大気汚染状況の把握に必要な監視密度等についての具体的な指針を示すべく検討を行うこととしている。具体的には、小型ユニット測定局の常時監視マニュアルの策定後、直ちに学識経験者、自治体職員及び関係団体等からなる検討会を設置し、平成10年度末までに検討結果を取りまとめ各自体に示すこととしている。</p>

勸告要旨	回答要旨	その後の改善措置状況要旨
<p>なお、自動車排出ガス測定局の設置について、自動車排出ガス測定局としての機能を十分果たし得ないとみられるものを是正するよう都道府県及び政令市を指導すること。</p> <p>③ 測定局における試料大気の採取口の高さについては、住環境等の変化、試料大気の新たな採取方法等を勘案した見直しを行うこと。</p>	<p>また、都道府県及び政令市への指導については、両課長通知において、「自動車排出ガス測定局の配置等について」(平成7年6月23日付け環大二第83号環境庁大気保全局自動車環境対策第二課長通知)の趣旨を踏まえ、自動車交通量、走行速度等の交通条件、環境濃度等の動向等に注意を払い、自動車排出ガス測定局の配置について点検及び評価を行い、必要に応じて見直しを行う等その適正化を図るとともに、点検、評価及び見直しの実績と今後の予定を報告するよう都道府県及び政令市に対して指導したところである。</p> <p>③ 平成6年12月に設置した大気環境モニタリング技術検討会において、測定局における試料大気の採取口の高さについて検討を行ってきたが、その結果が平成8年3月に検討会報告として取りまとめられた。</p> <p>それを受け、平成8年5月に、両課長通知により、環境庁大気保全局長通知等に示された試料大気の採取口の高さについて、その運用に係る考え方を示し、都道府県等が所管する測定局について至急点検を行い、不適切な測定局については</p>	<p>自動車排出ガス測定局における大気常時監視の適正な実施について、都道府県・政令市による点検、評価及び見直しの実績等の報告によると、測定局の配置につき、見直しの必要があるとして、改善済み又は改善計画を策定した(2都道府県、6政令市)、適正配置となるように検討中である(8都道府県、7政令市)との報告を受けているところであり、今後とも引き続き、測定局の配置に係る改善状況の把握を行うとともに、必要に応じて指導の徹底を行うこととしている。</p> <p>また、今年度も平成9年5月15日に開催した都道府県及び指定都市大気環境主管課長会議において、両課長通知に基づき大気環境モニタリングに係る大気汚染常時監視測定局の適正な配置について指導の徹底を図ったところであり、今後とも引き続き指導の徹底を図っていくこととしている。</p> <p>③ 両課長通知に基づき、都道府県及び政令市に対して大気環境の常時監視の適正な実施について指導するとともに、その実施状況についての点検を指示した。この点検の結果は、次のとおりである。</p> <p>i) 一般大気環境測定局については、1,745局(47都道府県、74政令市)のうち、試料採取口の高さが不適切な測定局が234局(30都道府県、29政令市)あることが判明した。</p> <p>このうち、平成8年度中に改善された測定局は、58局(16都道府県、9政令</p>

勸告要旨	回答要旨	その後の改善措置状況要旨
	<p>必要に応じ是正等の措置を講ずるとともに、点検結果及び改善計画を報告するよう指導したところである。</p> <p>また、同年5月31日に開催した都道府県及び政令指定都市大気環境主管課長会議においても同様の指導を行ったところである。</p>	<p>市)であり、その他の局については、適正な採取口の高さとなるよう、改善計画が作成されている(16都道府県、9政令市)か、検討中である(13都道府県、16政令市)との報告を受けているところである。</p> <p>ii) 自動車排出ガス測定局については、368局(47都道府県、74政令市)のうち、試料採取口の高さが不適切な測定局が25局(2都道府県、11政令市)あることが判明した。このうち、平成8年度中に改善された測定局は7局(1都道府県、5政令市)であり、その他の局については適正な採取口の高さとなるよう検討中である(1都道府県、6政令市)との報告を受けているところである。</p> <p>今後とも引き続き、これらの測定局については改善状況の把握を行うとともに、必要に応じて指導の徹底を行うこととしている。</p> <p>また、今年度も平成9年5月15日に開催した都道府県及び指定都市大気環境主管課長会議において、両課長通知に基づき大気環境モニタリングに係る試料大気採取口の高さについて指導の徹底を図ったところであり、今後とも引き続き指導の徹底を図っていくこととしている。</p>

勸告要旨	回答要旨	その後の改善措置状況要旨
<p>2 有害大気汚染物質対策の推進</p> <p>環境庁は、有害大気汚染物質による大気汚染の防止を図る観点から、「未規制大気汚染物質モニタリング調査」の見直しも含め、モニタリングを必要とする有害大気汚染物質についてモニタリングの具体的な方針の確立を急ぎ、モニタリングに着手する必要がある。</p> <p>また、排出抑制対策を講ずべき優先度の高い有害大気汚染物質であるトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びベンゼンを含め必要なものについて、大気環境基準の設定や大防法に基づく排出抑制措置を早急に講ずる必要がある。</p>	<p>① 大気汚染防止法の一部を改正する法律(平成8年法律第32号。以下「改正法」という。)により、国は地方公共団体との連携の下に有害大気汚染物質による大気汚染の状況を把握するための調査の実施に努めなければならないことが規定され(大気汚染防止法(昭和43年法律第97号。以下「法」という。)第18条の22第1項)、地方公共団体についても、その区域に係る有害大気汚染物質による大気汚染の状況を把握するための調査の実施に努めなければならないこととされたところである(法第18条の23第1項)。</p> <p>改正法は、公布から1年以内に施行されることとされており、その円滑な施行のため平成8年5月21日の中央環境審議会大気部会においてモニタリング専門委員会の設置が決定され、本専門委員会における有害大気汚染物質のモニタリング方法についての検討結果を受けて、同年10月18日に、中央環境審議会から、有害大気汚染物質のモニタリングの在り方(測定地点・測定頻度、国と地方公共団体の役割分担、測定方法等)について答申が行われたところである。環境庁としては、この答申を受けて、国及び地方公共団体の連携の下に、来年度から有害大気汚染物質のモニタリングに本格的に着手すべく、必要な準備を進めることとしている。</p>	<p>① 有害大気汚染物質のモニタリングについては、平成8年10月の中央環境審議会答申モニタリング専門委員会報告を受けて、地方公共団体が有害大気汚染物質のモニタリングを行う際の留意点を取りまとめ、「有害大気汚染物質モニタリング指針について」(平成9年2月12日付け環大規第26号)により、大気保全局長から都道府県知事及び政令市長あて通知したところである。</p> <p>また、有害大気汚染物質のモニタリングを実施するに当たって必要となる測定方法をマニュアルとして取りまとめ、「有害大気汚染物質モニタリング測定方法マニュアルの送付について」(平成9年2月12日付け環大規第27号)により、大気規制課長から都道府県及び政令市大気保全担当部(局)長あて通知したところである。</p> <p>これらについては、平成9年2月12日及び同年3月17日に大気保全担当者会議において、その内容の説明を行う等指導を図るとともに、平成9年5月15日の平成9年度都道府県及び指定都市大気環境主管課長会議においても、同様の指導を図ったところである。</p> <p>また、都道府県及び政令市が実施する有害大気汚染物質のモニタリングに係る事務費については、平成9年度より有害大気汚染物質監視費補助(平成9年度予算額8,071万6,000円、平成10年度予算政府原案8,071万6,000円)を設け、地方公共団体の円滑なモニタリングの実施</p>

勸告要旨	回答要旨	その後の改善措置状況要旨
		<p>を支援しているところである。</p> <p>これらの措置により、都道府県及び政令市においては、平成9年度より有害大気汚染物質のモニタリングが開始されているところである。</p> <p>また、環境庁においては、地方公共団体におけるモニタリング手法が確立していない物質を含め平成9年4月から、一般環境7地点、バックグラウンド地域2地点、固定発生源周辺3地点、沿道3地点の計15地点において、毎月1回、有害大気汚染物質のモニタリングを開始した。</p>
	<p>② 大気環境基準の設定については、平成8年5月21日の中央環境審議会大気部会において環境基準専門委員会の設置が決定され、本専門委員会における有害大気汚染物質の大気環境基準の設定についての検討結果を受けて、同年10月18日に中央環境審議会からベンゼンに係る大気環境基準の設定に当たっての指針値（年平均値 $3 \mu\text{g}/\text{m}^3$以下）について答申が行われたところである。環境庁としては、この答申を受けて、速やかにベンゼンの大気環境基準を設定する予定である。</p> <p>なお、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンについても、引き続き、本専門委員会において検討が進められているところである。</p>	<p>②（大気環境基準関係）</p> <p>平成8年10月18日の中央環境審議会においてベンゼンに係る大気環境基準の設定に当たっての指針値についての答申に引き続き、環境基準専門委員会において検討が進められ、同年12月18日、同審議会よりトリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンに係る環境基準についての答申がなされた。</p> <p>環境庁においては、これらの答申を受け、ベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンによる大気汚染に係る環境基準について平成9年2月4日付けで告示した。設定された環境基準値は、以下のとおりである。</p>

勸告要旨	回答要旨	その後の改善措置状況要旨								
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>物質</th> <th>環境上の条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ベンゼン</td> <td>1年平均値が$0.003 \text{ mg}/\text{m}^3$以下であること</td> </tr> <tr> <td>トリクロロエチレン</td> <td>1年平均値が$0.2 \text{ mg}/\text{m}^3$以下であること</td> </tr> <tr> <td>テトラクロロエチレン</td> <td>1年平均値が$0.2 \text{ mg}/\text{m}^3$以下であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記告示に引き続き、環境庁においては、大気保全局長より都道府県知事及び政令市長あての通知「ベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンによる大気汚染に係る環境基準について」（平成9年2月12日付け環大企第37号）により、環境基準及びその留意事項に関する通知を行った。</p> <p>都道府県及び政令市においては、本年度からベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンを含む有害大気汚染物質のモニタリングが開始されている。</p> <p>また、平成9年5月15日に開催された平成9年度都道府県及び指定都市大気環境主管課長会議において説明を行い、周知の徹底を図ったところである。</p> <p>（排出抑制対策関係）</p> <p>「大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令」（平成9年政令第6号）により、指定物質としてベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンの</p>	物質	環境上の条件	ベンゼン	1年平均値が $0.003 \text{ mg}/\text{m}^3$ 以下であること	トリクロロエチレン	1年平均値が $0.2 \text{ mg}/\text{m}^3$ 以下であること	テトラクロロエチレン	1年平均値が $0.2 \text{ mg}/\text{m}^3$ 以下であること
物質	環境上の条件									
ベンゼン	1年平均値が $0.003 \text{ mg}/\text{m}^3$ 以下であること									
トリクロロエチレン	1年平均値が $0.2 \text{ mg}/\text{m}^3$ 以下であること									
テトラクロロエチレン	1年平均値が $0.2 \text{ mg}/\text{m}^3$ 以下であること									
	<p>法に基づく排出抑制措置については、改正法により、排出等を早急に抑制しなければならぬ物質を指定物質として指</p>									

勧告要旨	回答要旨	その後の改善措置状況要旨
	<p>定し、環境庁長官による指定物質抑制基準の設定、都道府県知事による事業者への勧告等の措置により、その排出抑制を図ることが新たに規定されたところである（法附則第9項、第10項及び第11項）。</p> <p>その適切な施行のため、平成8年5月21日に中央環境審議会大気部会において排出抑制専門委員会の設置が決定され、本専門委員会における指定物質の排出抑制の在り方についての検討結果を受けて、同年10月18日に中央環境審議会から、ベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンを指定物質として選定すべきこと、指定物質抑制基準の設定の考え方等について答申が行われたところである。環境庁としては、この答申を受けて、速やかに指定物質の指定等に関する政令・告示を定める等必要な準備を進めることとしている。</p>	<p>3物質を指定するとともに、指定物質排出施設としてベンゼンを蒸発させるための乾燥施設等11種類の施設を指定したところである（平成9年4月1日施行）。</p> <p>また、これらの指定物質排出施設については、平成9年環境庁告示第5号及び第6号により、指定物質抑制基準を設けたところである（平成9年4月1日施行）。</p> <p>これに合わせ、指定物質に係る制度の運用については、「大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行について」（平成9年2月12日付け環大規第31号）により、大気保全局長から都道府県知事及び政令市長あてに通知したところである。</p> <p>また、これらについては、平成9年2月12日及び同年3月13日の大気保全担当者会議において、これらの制度改正の内容について周知を図るとともに、平成9年5月15日の平成9年度都道府県及び指定都市大気環境主管課長会議においても、周知の徹底を図ったところである。</p> <p>さらに、平成9年6月20日付け中央環境審議会答申「ダイオキシン類の排出抑制対策のあり方について（有害大気汚染物質対策に関する第四次答申）」を踏まえ、大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令（平成9年政令第270号）により、指定物質としてダイオキシン類を追加し、指定物質排出施設として製鋼用の電気炉及び廃棄物焼却炉を指定するとともに、これらの指定物質排出施設については、平成9年環境庁告示第26号及び第27号により指定物質抑制基準を示したところである（平成9年12月1日施行）。</p>

勧告要旨	回答要旨	その後の改善措置状況要旨
<p>3 工場・事業場に対する規制の適正化等</p> <p>(1) 工場・事業場に対する規制の適正化</p> <p>環境庁は、都道府県及び政令市における工場・事業場に対する規制の適正化を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 工場・事業場への立入検査の実施については、年1回以上の立入検査を実施している都道府県の立入検査実施方針及び実施計画の例や、排出量の多いばい煙等発生施設、過去に改善指導を行っているばい煙等発生施設に対する重点的な立入検査の実施など立入検査の効率的、効果的な方法の例を収集し都道府県及び政令市に対し示すこと。また、都道府県及び政令市に対し、毎年度の立入検査実施方針及び実施計画を樹立し、工場・事業場への年1回以上の立入検査の実施を確保するよう指導すること。</p> <p>さらに、都道府県及び政令市に対し、立入</p>	<p>① 現在、各都道府県及び政令市に対し立入検査の実施状況、立入検査実施計画の策定状況及びその内容、立入検査の結果に基づく改善指導後の改善措置の確認状況等について調査を実施しているところである（「大気汚染防止法の施行状況等に関する報告について」平成8年4月19日付け環大規第86号環境庁大気保全局大気規制課長通知）。その結果については、現在集計中であり、それを踏まえて立入検査の適正実施等について指導を行うこととしている。</p>	<p>① 「大気汚染防止法の施行状況等に関する報告について」（平成8年4月19日付け環大規第86号環境庁大気保全局大気規制課長通知）により調査を行った結果では、ばい煙発生施設を例にとれば、工場・事業場数8万6,212施設に対し、立入検査を行った工場・事業場数は2万8,723施設、実施率は33.3パーセントとなっているところである。</p> <p>ばい煙発生施設に関していえば、立入検査実施率（立入検査実施施設数を当該年度末のばい煙発生施設数で除したものが1を上回る都道府県・政令市が6都道府県・政令市となっており、その他の都道府県・政令市については、毎年度の立入検査実施方針及び実施計画を策定した上で立入検査を行っているものの、立入検査を行う体制整備の問題等から管轄の工場・事業場に対して年1回以上の立入検査を実施するには至っていない。</p> <p>このため、「大気汚染防止法の施行状況等に関する報告」に基づき把握した年1回以上の立入検査を実施している都道府県・政令市の立入検査の実施方針及び実施計画の例や、他の都道府県及び政令</p>

勸告要旨	回答要旨	その後の改善措置状況要旨
<p>検査の結果に基づく改善指導後の改善措置状況の確認を励行させ、排出基準等に違反した工場・事業場に対する改善命令等の措置を厳正に講じるよう指導すること。</p>		<p>市においても、排出量の多いばい煙発生施設や過去に改善指導を行っている施設に対する重点的な指導を行うことにより立入検査の効率的、効果的な実施が図られている都道府県・政令市の立入検査の実施方針及び実施計画の例やその方法、また体制整備の問題等から立入検査を年1回確保することが困難な場合であっても大気汚染防止法第26条の報告徴収と立入検査を効果的に組み合わせる等の方法により施行状況の把握が適切に行われている実施方針及び実施計画の例等について、更に詳細な情報収集分析を行い、このような取組の励行を促進するために、平成9年度中を目的に事例集を作成し、これを各都道府県・政令市に示すべく、現在作業中である。</p> <p>また、当該事例集を活用して、事例集の策定後に開催する都道府県及び指定都市大気環境主管課長会議等においても指導・説明を行うこととする。</p> <p>立入検査実施方針及び実施計画の樹立については、勸告の趣旨を踏まえ、都道府県及び指定都市大気環境主管課長会議等で指導を図ってきた結果、全都道府県・政令市において策定されているところであるが、より効率的かつ効果的に立入検査の実施が図られるよう上記事例集の活用等により指導の徹底を図っていく予定である。</p> <p>さらに、平成7年度における立入検査の結果、排出基準等の基準違反が把握された工場・事業場は732施設であり、これらの基準違反については対応を迅速に行う必要性等から行政指導により対応し</p>

勸告要旨	回答要旨	その後の改善措置状況要旨
<p>② 排出ガス量が毎時4万ノルマル立方メートル未満のばい煙発生施設であって季節稼働施設であるものに係る自己測定回数の基準の見直しを行うこと。</p>	<p>② 御指摘の点については、平成8年3月29日に閣議決定された規制緩和推進計画にも8年度実施予定事項として盛り込んだところである。</p> <p>現在、関係都道府県に対し季節稼働施設の種類、設置数等の実態を把握するための調査を実施しているところである（平成8年5月20日付け事務連絡「季節稼働施設の実態について」）。その結果については現在集計中であり、それを踏まえ、総理府令改正等による自主測定回数の見直しを行うこととしている。</p>	<p>ているところであるが、依然として事業者が当該行政指導に従わなかったため大気汚染防止法第27条第4項の通商産業大臣への要請を行ったものが1件、同法第15条第1項又は第15条の2第1項の燃料使用基準適合報告を行ったものがそれぞれ2件、3件となっている。なお、改善命令等の行政処分をしてもなお、基準違反があったため告発を行った事例はなかった。</p> <p>このため、平成9年度中を目的に、上記事例集の作成のための情報収集と併せ、立入検査の結果に基づく改善指導後の改善措置状況の確認状況やこれらの改善指導を講じて、なお基準違反が判明した場合の改善命令等の発動状況についても把握を行い、御指摘を踏まえ、平成9年度中を目的に改善指導後の確認の励行及び改善命令の厳正な措置に関する通知を発出する予定である。</p> <p>② 御指摘の点については、平成8年3月29日に閣議決定された規制緩和推進計画に平成8年度実施予定事項として盛り込んだところである。</p> <p>これを踏まえ、平成8年に季節稼働施設の種類の調査（平成8年5月30日付け事務連絡「季節稼働施設の実態について」）を実施したところであり、当該調査結果によれば、季節稼働施設の種類の割合はボイラー、乾燥炉、ガス機関及びディーゼル機関であり、このうち暖房用ボイラー等の排出ガス量が4万立方メートル未満の比較的小規模なボイラー施設が8割程度と大部分を占めており、これらの施設のうち立入検査を行った施設（64施設）につ</p>

勸告要旨	回答要旨	その後の改善措置状況要旨
		<p>いては排出基準を満たしていることが確認されたところである。</p> <p>このため、大気汚染防止法施行規則等の一部を改正する総理府令（平成9年総理府令第5号）により、排ガス量毎時4万立方メートル未満のばい煙発生施設であって1年間に6月以上継続して休止するものに係るばいじん及び有害物質の測定回数を年2回から年1回以上に改正し、平成9年4月1日から施行した。また、その旨を「大気汚染防止法の一部を改正する法律等の施行に当たっての留意事項について」（平成9年2月12日付け環大規第32号環境庁大気保全局大気規制課長通知）により、都道府県等に対し、周知徹底を図ったところである。</p> <p>なお、平成9年3月28日に閣議決定された規制緩和推進計画にも、府令改正を行った旨盛り込んだところである。</p>

勸告要旨	回答要旨	その後の改善措置状況要旨
<p>(2) ばい煙・特定粉じん発生施設の設置及び変更に係る事業者負担の軽減</p>	<p>環境庁は、都道府県及び政令市におけるばい煙・特定粉じん発生施設の設置又は変更に係る事業者負担の軽減を図る観点から、工事着手制限期間の短縮措置の解釈に示す限定運用を見直すこと。また、都道府県及び政令市に対し、工事着手制限期間の短縮措置の限定運用を定めている内規を廃止し、工事着手制限期間の短縮制度を積極的に活用するよう指導すること。</p> <p>都道府県及び政令市に対し、「大気汚染防止法第10条第2項の規定（実施制限期間の短縮制度）の活用について」（平成8年3月29日付け環大規第64号環境庁大気保全局大気規制課長通知）により、適切な内容の施設設置等の届出を行った事業者に対する負担を軽減する見地から、本規定の運用方法を見直し、届出内容の審査を終えた場合にその結果を届出者に連絡し実施制限期間を短縮する等、制度の積極的な活用を努めるよう指導した。</p> <p>さらに、各都道府県及び政令市における工事着手制限期間の短縮措置の解釈や内規等の実態等を踏まえ、「大気汚染防止法第10条第2項の規定（実施制限期間の短縮制度）の運用にあたっての留意事項について」（平成8年6月26日付け環大規第136号環境庁大気保全局大気規制課長通知）により、短縮措置運用に際しての統一解釈を示すとともに、限定的運用の改善を指導した。</p>	<p>都道府県及び政令市に対し、工事着手制限期間の短縮制度の積極活用に関する「大気汚染防止法第10条第2項の規定（実施制限期間の短縮制度）の活用について」（平成8年3月29日付け環大規第64号環境庁大気保全局大気規制課長通知）及び「大気汚染防止法第10条第2項の規定（実施制限期間の短縮制度）の運用にあたっての留意事項について」（平成8年6月26日付け環大規第136号環境庁大気保全局大気規制課長通知）により、工事着手制限期間の短縮制度の運用に際しての統一解釈を示すとともに、その積極的な活用を指導したところである。</p> <p>これらの措置に併せて、従来からの指導の徹底を図るため、「大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の届出に関する措置について」（平成9年9月24日付け環大規第232号・環水規第309号、環境庁大気保全局大気規制課長・水質保全局水質規制課長通知）により、短縮制度の運用に際しての解釈を一層明確に示し、届出事項の審査が終了した場合には、期間短縮の希望の有無にかかわらず、速やかに実施制限を解除し、その旨届出者に通知すべきこと及び届出者が短縮措置を希望している場合や緊急時等の一定の要件に合致する場合に限って実施制限の短縮を行うことにしている内規等は廃止し、実施制限期間の短縮制度を積極的に活用するよう指導したところである。</p> <p>なお、平成9年3月28日に閣議決定された規制緩和推進計画にも、上記の措置を行</p>

勸告要旨	回答要旨	その後の改善措置状況要旨
		<p>った旨盛り込んだところであるが、これらの措置に加え、実施制限期間（60日）について、都道府県及び政令市における事務処理の実態等を踏まえ、その短縮を検討するため、平成9年度において、都道府県及び政令市における届出の審査に係る事務処理の実態に関する調査を実施中であり、この調査結果を踏まえ、次期大気汚染防止法改正時において検討する旨を、この規制緩和推進計画の中に盛り込んだところである。</p>

勸告要旨	回答要旨	その後の改善措置状況要旨
<p>4 特定フロン等の回収処理及び破壊処理対策の推進</p> <p>環境庁及び通商産業省は、関係省庁とも連携を図りつつ、特定フロン等の回収処理及び破壊処理対策を早急に確立する観点から次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 環境庁は、特定フロン等の回収処理を実施している地方公共団体における回収処理に際しての関係者間の役割分担や費用負担の実態を把握すること。</p> <p>また、環境庁及び通商産業省は、相互に連携を図り、この実態把握結果を踏まえ、国、地方公共団体、関係事業者等におけるコンセンサスの形成の促進のため、関係者間における役割分担や費用負担に関する地域の実情に応じた具体例を記載した参考指針を策定し、地方公共団体等に示すこと。</p>	<p>（環境庁）</p> <p>特定フロン等の回収処理及び破壊処理の推進に関しては、平成6年4月に関係18省庁から成るオゾン層保護対策推進会議を設置したところであり、同会議の場を通じて、通商産業省を始めとした関係省庁との連携強化を図ることとしている。</p> <p>各地域におけるフロン回収の実態を把握するため、「使用済みフロンの回収等に関する取組状況調査について」（平成7年12月20日付け環大企第397号環境庁大気保全局長通知）により各地方公共団体を対象としたアンケート調査を7年12月に実施し、8年5月にその調査結果を取りまとめて公表した。</p> <p>本調査結果を踏まえ、「フロンの回収の推進について」（平成8年5月15日付け環大企第160号環境庁大気保全局長通知）において、関係者間における役割分担や費用負担に関する先進的な地域の事例を示したところである。</p> <p>さらに、本調査結果の中から、他の地方公共団体の参考となり得るような事例について更に詳細な情報の収集に努めているところであり、これらの事例に関する情報が整理でき次第、関係地方公共団体等に対して提示していく予定である。</p>	<p>（環境庁）</p> <p>役割分担や費用負担に関する先進的な地域の事例として「フロン回収協力店制度」及びフロン回収等推進協議会等の設置状況（運営状況を含む。）等に関する情報を整理し、平成9年8月に「成層圏オゾン層保護に関する検討会排出抑制分科会」（大気保全局長の諮問機関）の報告書「CFC等の回収・破壊の促進について」に掲載して、都道府県・政令指定都市に提示したところである。また、同年9月に実施した「平成9年度オゾン層保護に関する行政セミナー」において「フロン回収協力店制度」等について説明を行うとともに、地方公共団体におけるフロン回収等に関する先進的な取組等について紹介した。</p> <p>また、平成8年10月、9年2月及び9年8月に「オゾン層保護対策推進会議」を開催し、フロンの回収・破壊の現状と課題について検討し、その結果、今後のフロンの回収等の促進方策として、9年9月に「CFC等の回収・再利用・破壊の促進について」を取りまとめて公表した。</p> <p>この取りまとめにおいては、カーエアコン、業務用冷凍空調機器及び家庭用冷蔵庫それぞれの機器の処理実態に応じ、CFCの回収・破壊の実効性を担保する観点から、関係者が協力して回収・破壊を行うた</p>

勸告要旨	回答要旨	その後の改善措置状況要旨
<p>さらに、地方公共団体等による特定フロン等の回収処理を促進するため、国の行える範囲内において必要な支援措置の在り方を検討すること。</p>	<p>なお、地方公共団体等による特定フロン等の回収処理を促進するために必要な支援措置については、回収等の必要性についての理解と協力を得るための国民各層に対する普及啓発、回収等の円滑な促進を図るための「フロン回収促進のための支援事業」を平成7年度においては全国2地方公共団体に委託して実施していたところであるが、8年度からは対象地方公共団体を大幅に増やし、全国13地方公共団体に委託して実施しているところである。</p>	<p>めの関係者の立場に応じた具体的な役割分担を含めた回収の仕組みについて考え方を示すとともに、回収・破壊の費用負担については、必要となる環境保全のためのコストをこれらの関係者において協力して分担していくことが必要であるとしたところである。また、メーカー、ユーザー事業者、整備業者等の所管省庁がそれぞれの所管業界団体等に対して、回収の取組に協力するよう要請を行うこととした。</p> <p>この取りまとめに基づき、環境庁においては、「フロンの回収・破壊の推進について」（平成9年9月4日付け環大企第313号環境庁大気保全局長通知）により、都道府県・政令指定都市に対し、CFC等の回収・破壊の促進について要請を行った。また、農林水産省、通商産業省、運輸省及び建設省からは関係する事業者団体に対して、CFCの回収を推進するよう要請を行った。</p> <p>なお、平成9年5月に閣議決定された「経済構造の変革と創造のための行動計画」においても、「関係者による冷媒用特定フロンの回収・再利用・破壊の自主的なシステム構築を促進する。」とされているところである。</p> <p>また、平成9年度の「フロン回収促進のための支援事業」の予算額は、1,391万6,000円であり、16地方公共団体に委託して実施している。</p>

勸告要旨	回答要旨	その後の改善措置状況要旨
	<p>(通商産業省)</p> <p>通商産業省としては、国、地方公共団体、関係事業者、消費者等の間におけるコンセンサスの形成を促進するため、平成8年12月から、関係者、学識経験者等を委員とする化学品審議会オゾン層保護対策部会回収再利用等対策分科会を開催し、特定フロン回収促進施策の在り方について審議をしていただいているところである。</p> <p>関係者間における役割分担や費用負担に関する参考指針の策定及び支援措置の在り方の検討については、本審議会における審議を踏まえ対応する予定である。</p>	<p>(通商産業省)</p> <p>① 平成9年4月に、化学品審議会オゾン層保護対策部会において「特定フロンの回収等に関する今後の取組の在り方について」（中間報告書）が取りまとめられた。報告書の概要は、以下のとおりである。</p> <p>i) 費用対効果を配慮しつつ、破壊までを目的とする回収等のための自主的なシステム作りを機器別に進めることが重要である。</p> <p>ii) その際の費用負担については、当該費用がいったん外部化された費用（製品販売時には必要とされていなかったため、製品価格に含まれなかった費用）であることから、ユーザー（消費者）や関係事業者等において協力して分担するという観点から検討されるべきである。また、役割分担については、既存の機器の処理ルートを活用して費用対効果の高いシステムを構築することが重要である。</p> <p>iii) 通商産業省として、「特定フロン回収促進プログラム」を策定し、カーエアコン、業務用冷凍空調機器、家庭用冷蔵庫の冷媒用特定フロンの回収等のシステムを、関係事業者等の自主的取組を基に具体化し、レビュー体制を確立する等の措置を講ずる。</p> <p>通商産業省としては、上記報告書を受け、平成9年4月に「特定フロン回収促進プログラム」を策定し、関係業界団体、都道府県・政令指定都市、関係省庁に対し協力要請を行った。これを受け、主要な関係業界団体は、特定フロンの回</p>

勸告要旨	回答要旨	その後の改善措置状況要旨
<p>② 環境庁は、通商産業省と連携しつつ、廃棄された家電製品等から回収された特定フロン等の破壊処理を円滑に行うため、既存の廃棄物処理施設等を活用した破壊処理方を早期に樹立すること。</p> <p>また、通商産業省は、高周波プラズマ法による破壊処理技術の今後の普及方策について早期に検討を終え樹立するとともに、破壊の際の有害副生成物の発生状況の十分な検証も含め、大量かつ効率的に破壊処理を行うこ</p>	<p>(環境庁)</p> <p>平成6年度及び7年度に実施してきたフロン破壊実験の調査結果等を踏まえ、①既存の産業廃棄物焼却炉のうちロータリーキルン方式の炉を用いた破壊処理方式、②既存のセメント製造設備であるセメントキルンを用いた破壊処理方式等について、専門家による技術評価を踏まえ、フロンを適切に破壊処理するための方法及び計測・測定の方法について整理し、8年5月、「フロン破壊処理ガイドライン」として取りまとめた。</p> <p>本ガイドラインについては、「フロン破壊処理の推進について」(平成8年5月12日付け環大企第170号環境庁大気保全局長通知)により地方公共団体に通知し、環境保全上適切なフロン破壊処理に向けた積極的な取組を促したところである。</p>	<p>収等のシステム作りに向けた計画を策定して、これを同年9月に公表し、実行に着手した。</p> <p>また、通商産業省としては、特定フロンの回収等の状況について定期的に調査を行い、公表する予定である。</p> <p>② 平成9年9月に報告された「特定フロン回収促進プログラム」に基づいた関係事業者による自主行動計画、また、同年8月に開催された関係18省庁における「オゾン層保護対策推進会議」において、費用負担の分担について一定の方向性が示された。通商産業省としては、これらの結果を踏まえ、従来の回収促進のための融資制度等も活用して、特定フロンの回収・破壊の体制整備を進める予定である。</p> <p>(環境庁)</p> <p>平成8年度に環境庁が実施したフロン回収等に関する調査報告結果によると、全国における平成8年度のフロン破壊処理量は、約101トンであり、平成7年度の破壊処理量の約46トンに対して2倍以上に増大している。</p> <p>具体的には、平成8年度に東京都がセメントキルン法によるフロン破壊処理の事業化を行うなど、各地においてフロン破壊処理の取組が進展している。</p> <p>また、「CFC破壊処理ガイドライン」(平成8年5月策定)の周知については、平成8年7月2日及び9年9月2日に環境庁において開催した「オゾン層保護に関する行政セミナー」で資料配布し、説明を行ったところである。</p> <p>さらに、平成8年度フロン破壊モデル事</p>

勸告要旨	回答要旨	その後の改善措置状況要旨
<p>とができる破壊処理技術を早期に確立し、環境庁と連携するなどしてその活用を図ること。</p>	<p>なお、平成8年度からは、長期間フロンを破壊処理する際の必要コストや留意点等を確認することを目的としたフロン破壊モデル事業を実施するとともに、フロン破壊処理の一層の促進を図るため、9年度予算において「フロン破壊モデル事業」の拡充を要求しているところである(8年度予算額: 4,017万1,000円、9年度予算要求額: 6,086万2,000円)。</p> <p>(通商産業省)</p> <p>高周波プラズマ法による破壊処理技術については、その早期確立を目指し、現在継続して実証研究中である。今後の普及方策については、現在検討中である。</p>	<p>業において新たに実施された、化学的熱分解法、高温水蒸気分解法、過熱蒸気分解法の3種の破壊処理方法についても、フロンの適切な破壊処理が実施可能と評価されたことから、「フロンの破壊処理の推進について」(平成9年8月1日付け環大企第284号環境庁大気保全局長通知)により、都道府県知事及び政令指定都市市長あてに通知し、これらの新たな3種の方法によるものも含め、フロン破壊処理をより一層推進するよう促したところである。</p> <p>また、フロン破壊モデル事業については、フロン破壊処理の一層の促進を図る観点から、平成9年度において同事業を拡充して実施しているところである(8年度事業実績: 4,400万円、委託先: 10自治体。9年度予算額: 5,464万3,000円、委託先: 11自治体)。平成10年度については、10年度予算政府原案において、オゾン層破壊物質のうちハロンや断熱材中に含まれるCFC等について、破壊処理技術を確立するための予算を計上しているところである(10年度予算政府原案: 4,380万1,000円、委託先: 7自治体(予定))。</p> <p>(通商産業省)</p> <p>① 高周波プラズマ法による破壊実証研究の成果として、99.99パーセントの高い分解率の達成等への成果を得た。現在は、破壊対象物を代替フロン等に拡充した試験及び機器の耐久性等の向上のための長期運転試験に取り組んでおり、平成9年度末に実証研究を終了する予定である。</p> <p>今後の普及方策については、平成10年度財政投融资政府原案において日本開発</p>

勸告要旨	回答要旨	その後の改善措置状況要旨
	<p>また、特定フロン破壊処理技術の多様化を図る観点から、高周波プラズマ法と同様に大量かつ効率的に破壊処理を行うことができる燃焼法フロン破壊処理技術についても、平成8年度より研究開発を開始したところである。</p>	<p>銀行による低利融資制度を掲上しているところである。</p> <p>② 燃焼法フロン破壊処理技術については、平成8年度に破壊処理のパイロットプラントを制作し、分解試験を行った（8年度事業実績：1.4億円）。</p> <p>試験の結果、99.99パーセントの高いフロン分解率を達成した。</p> <p>平成9年度については、排ガス処理条件の選定、設備の耐食性等調査のためのパイロットプラントによる破壊試験を行っており、10年度については、その試験結果を基に、既存の焼却設備を改造し、実証試験を行う予定である（9年度予算額：1.2億円。10年度予算政府原案：1.1億円）。</p> <p>なお、本技術は、まだ確立されたものではないので、活用段階には至っていない。</p>